

千曲市稻荷山伝統的建造物群保存地区保存計画

(平成26年 7月31日 千曲市教育委員会告示第3号)

(平成28年10月31日 千曲市教育委員会告示第4号)

(平成31年 3月29日 千曲市教育委員会告示第10号)

【目 次】

1	保存計画の基本事項	3
	(1) 保存計画の基本事項	
	(2) 保存地区の名称・面積・範囲	
2	保存地区の保存に関する基本計画	5
	(1) 保存地区の沿革	
	(2) 保存地区の現況	
	(3) 保存地区の特性	
	(4) 伝統的建造物群の特性	
	(5) 保存の方向	
	(6) 保存の内容	
3	保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体を 成す環境を保存するため、特に必要と認められる物件の決定	11
	(1) 伝統的建造物	
	(2) 環境物件	
4	保存地区内における建造物及び環境物件の保存整備計画	11
	(1) 保存整備の方向	
	(2) 伝統的建造物	
	(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景	
	(4) 環境物件の現状維持及び復旧	
5	保存地区の保存のため必要な管理施設及び防災施設並びに 環境の整備計画	12
	(1) 管理施設等	
	(2) 防災計画策定及び防災施設等	
	(3) 環境の整備等	
	(4) 周辺地区との連携	
6	保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等	13
	(1) 経費の補助	
	(2) 技術的援助	
	(3) 保存団体等への支援	
	(4) 固定資産税等の軽減措置	
別表 1	千曲市稲荷山伝統的建造物及び伝統的建造物以外の 修理・修景・許可基準	14
別表 2	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定建造物一覧	15
別表 3	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定工作物一覧	17
別表 4	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定環境物件一覧	17
付図	千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 建造物等位置図	18

千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区保存計画

千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第 11 条の規定に基づき、千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基本事項

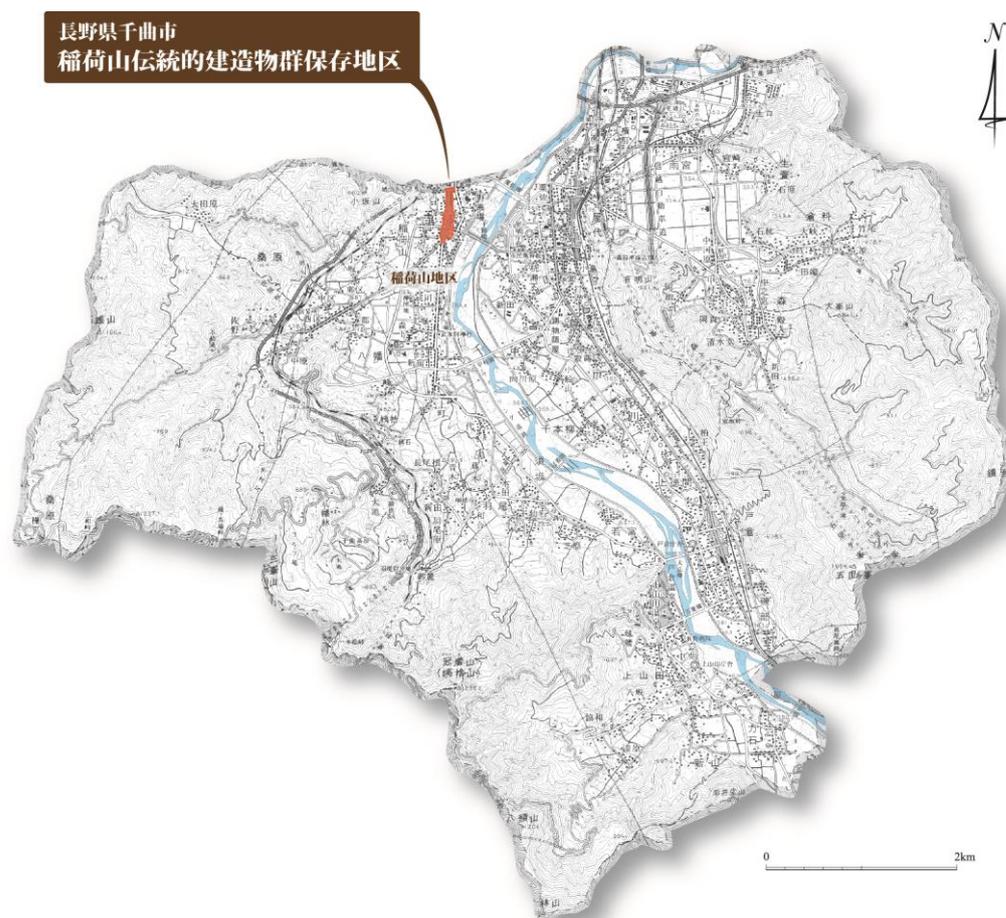
この保存計画は、先人が築き上げた千曲市稲荷山の商都としての伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、住民の創意と発意を尊重し、住民と行政が誇りと愛着を持って互いに協議しながら保存整備を進め、文化的向上と活性化に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

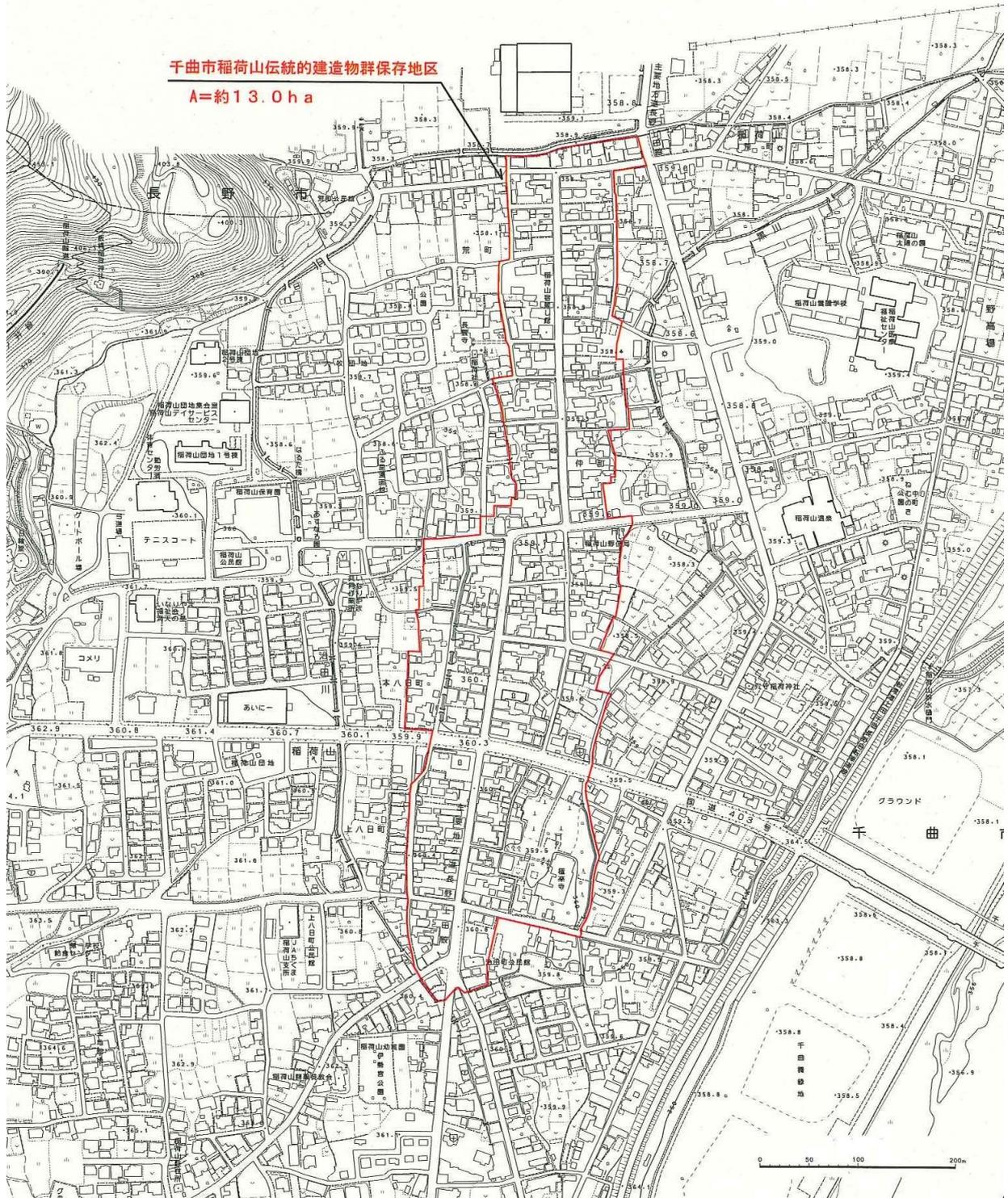
保存地区の名称：千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 13.0 ha

保存地区の区域：長野県千曲市大字稲荷山字町屋敷、字大牧、字釜蓋、字王地、字中通及び字上通の各一部



凡 例	
	伝統的建造物群保存地区 決定地区



千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区（赤線範囲）

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

① 稲荷山城と城下町

稲荷山の地名の由来について、「往古より村方書留帳」（稲荷山、田中家文書）によれば、天正10年（1582）上杉景勝がここに海津城（松代城）の支城として平城を築いた時、普請工事中の縄張りの中に一匹の白い狐が飛び込んできたので瑞祥とみて地籍を「稲荷山」と呼ぶことにしたという。

上杉景勝による稲荷山城の築城とともに、新町（荒町）・五日町（中町）・横町・柳町の4町の町割りが造られ、桑原郷11カ村から百姓を移り住まわせている（『更埴市史』第二巻近世編）。社寺については、天正11年諏訪社が桑原に上社、稲荷山に下社を再建している。この年桑原にあった極楽寺が五日町裏へ移転、長雲寺も同17年に稲荷山の現在の地に移転したと伝えられている。また、同13年には荒町・中町・五日町・柳町・八日町などに市神が建立されたという（同前第二巻）ので、この頃には、八日町もでき、鍵の手の町並みの原型が形成されたとみられる。現在に伝わる城小路・馬出小路・役所小路などの地名も当時のものとみられる。

慶長3年（1598）、16年間にわたる景勝の北信濃支配は終わりを告げ、稲荷山城は廃されることになる。

② 上田藩領稲荷山

慶長3年8月、更級・埴科・水内・高井四郡のうち四万石が与えられ松代藩が成立した。慶長7年には川中島四郡の総検地が行われた。「信濃国更級郡稲荷山御検地帳」（児玉家文書）によれば、稲荷山村は高九百四十六石九斗六升二合であった。

一方、元和8年（1622）上田藩は、小県・更級両郡のうち六万石余を領有する。その折、更級郡のうち稲荷山を含む川中島地帯一万石の八カ村（稲荷山・塩崎・岡田・今井・今里・上氷鉋・中氷鉋・戸部）は上田藩領飛地となった。その後川中島地帯八カ村は幕府領に編入され、一時、稲荷山に陣屋が置かれたが、坂木陣屋へ引き取られ坂木領となる。

享保15年（1730）川中島地帯一万石は、再び上田藩領飛地となり、幕末まで上田藩領であった。

③ 善光寺道稲荷山宿

江戸幕府は慶長7年（1602）に中山道の伝馬制度を定め、宿駅を整備している。ここから分岐する往還の整備は領主に任せられ、稲荷山では上杉景勝時代の城下町が、北国街道脇往還の宿場にあてられた。なお、この脇往還は江戸時代前期において、「善光寺道」と呼ばれた。

稲荷山宿は、宿場の規模は小さかったが、公用の人馬継ぎ立ても行った。ただし、公用旅行者の数は少なく、むしろ信州の中部や南部、遠くは西国からの善光寺参りなど、信仰に関する旅人が目につく街道であった。しかし、この道で重要なのは、松本平と善光寺平を結ぶ物資輸送上の役割であり、信濃の二大中心地を結ぶ物資移動は大きかった。

稲荷山宿の天保13年（1842）の諸商売をみると、111軒のうち宿場としての旅籠屋は6軒、茶屋が10軒である。多いのは太物（綿織物）商売で34軒、太物と他の品を扱う店が10軒ほどある。また近隣の村々から出て来て買う百姓のための日用品を商売としているものが多いことがわかる（同前第二巻）。

④ 稲荷山宿の災害

千曲市一帯は、千曲川洪水の常襲地帯であるが、稲荷山は宿の地形が変わるような被害は受けなかったようである。ただし、浸水による被害はたびたびで、寛永12年（1635）の千曲川洪水では極楽寺が流出しそうになり、同14年に現在の上八日町に移転するほどの被害を受けている。

また、稲荷山宿の南側を流れる佐野川もたびたび氾濫し、大きな被害を受けている（同前第二巻）。

火災については、享保から安永年間にいたる60年間にあった火災が文書に記されている（同前第二巻）。

これによれば60年間で6回の火災があり、宝暦11年（1761）の火災後には、家屋再建に当たり防火のために道幅を5間（約9m）に拡幅したという。

弘化4年（1847）3月2日に起きた善光寺地震では、稲荷山宿の被害は甚大であった。折しも、善光寺の御開帳の最中で、住人のほか、善光寺の御開帳にきた旅人が多数犠牲になった。

⑤ 稲荷山町の成立

稲荷山村は明治4年（1871）上田県を経て長野県に所属する。同5年極楽寺本堂を仮校舎にして稲荷山小学校の前身の学校が開設され、同年稲荷山郵便局が荒町に開設された。同8年稲荷山町となり、同22年には市制町村制施行による稲荷山町となる。

明治以後、北国西街道と呼ばれた善光寺道は二等道路となり、道幅は3間半、市街中は4間余に及ぶと記されており（明治13年提出『長野縣町村誌』）、宝暦11年（1761）に5間に拡幅された街道がやや狭くなっているが、広いまま維持された。

⑥ 商都稲荷山

明治13年の記録（同前『長野縣町村誌』）によれば、稲荷山町は家数463戸で、内300戸が商業を主として営み、163戸が農桑^{のうそう}を営み農閑期には商業をしていた。

明治前期の稲荷山の商業は、松本・上田・小諸・飯田・上諏訪などの旧城下町、長野の門前町と並んできわめて活発であった。南信・中信と北信を結ぶ善光寺道の要衝にあり、明治20年代までは上田町をしのぎ小諸町と並ぶ商業の中心であった（『長野県史』通史編第七巻）。また明治14年には、稲荷山銀行が創業され、その後第六十三銀行となり、金融業も盛んであった。

稲荷山の商業地としての地位を、明治34年度の県税商業税賦課のための市町村等級でみると、長野市が一等、松本・上田・飯田・稲荷山・上諏訪が二等で、この頃も県内で主要商業都市の地位を占めていた。

⑦ 鉄道開通後の稲荷山

稲荷山にとって逆境となったのは、鉄道の開通であった。信越線は明治21年（1888）に直江津・軽井沢間の鉄道が開通し、同26年には東京まで全通した。また篠ノ井線も同35年に篠ノ井・塩尻間が全通した。同33年には稲荷山駅も開業していたが、北信の物資集散地として繁栄を誇っていた稲荷山は、物資の大半が長野・篠ノ井両駅に運ばれるようになり、商業地としての力はしだいに低下するようになる。

大正11年（1922）には、現八十二銀行の前身である第六十三銀行の本店が長野市に移転し、昭和4年（1929）には世界恐慌が起き、繭・生糸価格が暴落し、空前の不況が稲荷山の地にも及んだ。

(2) 保存地区の現況

昭和30年（1955）4月稲荷山桑原町、同年12月稲荷山町となり、稲荷山・桑原・野高場の3大字を編成する。同34年埴科郡屋代町・埴生町、更級郡稲荷山町・八幡村が合併して更埴市が発足した。

旧更埴市では昭和61年度に「稲荷山まちづくり推進会議」を設立し、稲荷山土壁のまち景観形成住民協定の締結を模索した。翌62年度・63年度に『更埴市HOPE 計画推進事業稲荷山土壁の街整備基本計画』を策定した。

平成7年度には『更埴市稲荷山 身近なまちづくり支援街路事業調査報告書』をまとめ、「歴史的地区環境整備事業」（略称「歴みち事業」）を平成10～18年度に実施した。この時にも、景観形成住民協定の締結を模索したが、実現はしなかった。次いで、「コミュニティ・ゾーン形成事業更埴市稲荷山地区基本計画」が平成11年3月に策定され、平成11～15年度に事業が実施された。

平成12年に「カネヤマ松源製糸」の「松林邸」が市に寄附されたのを機会に修復し、まちづくりの中核施設として「稲荷山宿蔵し館」（資料館）を開館した。

このように、稲荷山地区の伝統的建造物群を活かしたまちづくりを行う試みが市都市計画サイドで行われてきたが、建造物そのものについての建築史的な調査は行われてこなかった。

平成15年9月の合併後まとめられた「千曲市総合計画」（平成19年4月策定）においては、こうした伝統的建造物等の保護の推進を図ることをまちづくり施策に掲げた。

また、地域住民も「稲荷山まちづくり推進会議」「稲荷山町くらしと心を育む会」などを設立し、活動を行っている。

千曲市では、平成23～24年度に国庫補助事業により稲荷山字町屋敷地区を中心に伝統的建造物群保存対策調査を実施し、保存について住民の意向等調査も行った。

ただ、この間にも歴史的建造物は減少の一途にあり、稲荷山の町並みを構成する町家は取り壊され、近代的な住宅や空地が目立ってきている。また住居の移転や住民の高齢化に伴う人口減少による空家も増えている。

平成11年に名勝に指定された姨捨（田毎の月）は、さらに周辺を含めて、平成22年2月に重要文化的景観「姨捨の棚田」が選定された。市では「千曲市美しいまちづくり景観条例」を改正し、「千曲市景観計画」を平成21年に策定した。景観計画において、歴史的・文化的景観を有する地区として、桑原・稲荷山・八幡地区を景観形成重点地区の候補地に位置付けた。

重要文化的景観の「姨捨の棚田」、長野県宝・史跡の八幡地区の「松田家住宅」とともに、稲荷山地区の伝統的建造物群を、一体的に結び付けた活用策が求められている。

(3) 保存地区の特性

稲荷山地区は、千曲川左岸の土地に形成された。また、明治維新以降の近代化の過程で発展した商都としての町家や土蔵等の伝統的建造物群が所在している。

① 鍵の手

稲荷山の町並みの特徴は第一に、南北に街道が延びる点にある。この街道は、途中に「鍵の手」があるために、一本のまっすぐな町並み軸を形成しておらず、北の軸と南の軸から成っている。稲荷山周辺の例からみても、このような軸線の構成はまれであり、稲荷山の町並み構成は特徴的である。

② 平坦な土地

稲荷山の特徴は第二に、山並みにはさまれた千曲川の左岸にあって、平坦な土地に立地している点にある。町並みの中央に鍵の手をもつものの、中央に小高い丘はなく、城郭も近世の早い時期に失われたため、武家地に相当する土地がなく、ほとんどの土地を町家が占めている。

河川は西側の山から流れ出て、町並みの中を緩やかに流れていく。かつては、水量も豊富であった。また一方では、千曲川流域に立地するため、たびたび水害を受けてきた。

③ 石積み

建物の基礎や敷地の境界をみると、石積みで構築された所がある。この石積みは、坂のある町で土地の高低差を整備するために造られたものではなく、水害からやや高い位置に建物（特に土蔵）を建てるために造られたものであり、また排水路としての役割も果たしている。

石積みは、町の中を流れる水路の両岸にも造られている。これは、たえず流れ続ける川の水を治め、水害への備えでもあった。

このように、建物、土地の境界、河川や水路には石積みが見られ、建物全体の堂々とした風格にさらなる風格を与えている。

④ 広い道幅

町並み軸の道幅が、早い段階から広くとられている点に特徴がある。この道幅は、善光寺門前や小諸城下町のように近代化の過程で拡張されたものではない。信州の街道にそった町並みでは、妻籠宿のように道幅の狭い例が多いが、稲荷山は街道に沿った町並みとして、幅広い道を近代に入る前から持っていた。

⑤ 細い裏通り

敷地の裏では、瓦葺きの土蔵が建つ光景が印象的である。そこには、細い路地が通っている。稲荷山にとって大切なのは、街道に面した建物の姿に加えて、裏の細い路地に面した建物の姿である。

⑥ 敷地の構成と町並み

主屋または店は、善光寺道に面して建てられ、主屋の奥に土蔵や離れなどが建てられている。したがって、表通りには主屋や店が立ち並び、裏通りには土蔵などが立ち並ぶ町並みである。

なお、宇町屋敷地籍の西側の字釜蓋地籍は、表通りの町屋敷地が手狭となり、裏通りを挟み土蔵が建てられるなど、大区画の屋敷の塀が続いている。

(4) 伝統的建造物群の特性

① 町家の構成の特性

伝統的建造物群に目を向けると、稲荷山は、主にいわゆる町家^{まちや}から建造物が構成されている。町家という建築には様々な形態があるが、道に面して建っている点に町家の特徴がある。また、多くの場合、住居であるとともに、生業の場であった。稲荷山の町家は、きりつまつく^{おおかいべ}切妻造り2階建て下屋付の平入りが基本で、外壁は大壁塗りとなっており、土蔵造りも見られる。

2階は、道に対して広く開口部を取り、外側は土塗戸または板戸、ガラス戸、金属で覆った戸を設け、内側を障子戸とする建物が多く、左右に土塗り、または漆喰^{しつくい}で塗り込めた戸袋を設けている。さらに格子を設けている建物もみられる。

② 規模の大きい町家

伝統的建造物群の特性として、個々の町家が大きいということがある。規模の大きい町家が稲荷山に形成された過程は、まだ明らかでない。弘化の大地震以降に、建物が大幅に更新されたといえるが、建物が建つべき敷地の間口規模までが改変されたわけではない。したがって、敷地の広い間口規模は、弘化の大地震以前からの形であったといえる。そして、弘化の大地震以降の復興、明治維新後の近代化以降の繁栄から、広い間口規模に即して、大きい町家が形成されていった。

③ 町家の屋根

現存する建築遺構にも見られるが、古い写真を見ると、かなりの割合で藁葺きの屋根が瓦葺きの屋根に混在している。それぞれが異なる様々な屋根勾配を示しており、藁葺きから瓦葺きへと更新された際、藁葺きのもつ急な屋根勾配が踏襲され、その結果、一つひとつが少しずつ異なる屋根勾配を成しながら、全体として6寸5分前後の急な屋根勾配を成す伝統的建造物群の姿を作り出している。

瓦葺きの建物は棧瓦^{さんがわら}葺きで、風切瓦を施した建物も多い。ぐし部の組棟は鬼瓦（影盛型）と共に、熨斗積み、輪違い、青海波などがみられる。

④ 建築形態上の多様性

町並みは、統一感という言葉で説明される場合が多い。しかし、伝統的建造物群を構成する個々の建物をよく見ていくと、一つひとつの建物が固有の形態を持っており、周りの建物と少しずつ異なっている。このことは、統一感という言葉だけでは捉えられない。建築形態上の多様性という言葉でその内実を捕捉する必要がある。

⑤ 外観のボリューム

建物を立体として外部から見たとき、その大きさがボリュームとして把握される。稲荷山の建物の場合、個々の敷地間口が広いうえに、建物が高さ方向に充実している。さらに屋根勾配が急であり、建物が大きく見えるのである。このこともあって、伝統的建造物群を見て受ける第一印象は、個々の建物がもつ堂々たるボリュームである。道の幅が広い点も、このボリューム感を高めている。

⑥ 様々な附属建物

広い間口規模をもつ敷地のなかで道に面して主屋が建っており、その姿からも町家と了解される。広い間口規模をもつ敷地は、奥行きも深い。この敷地には、道に面した主屋のほか、様々な附属建物が配置されており、敷地の

なかでも伝統的な建造物が群を成している。そして、群を成す建物に囲まれるように、庭や作業スペースといった外部空間が構成され、敷地の裏では、瓦葺きの土蔵が建っている。

(5) 保存の方向

保存地区の特色は、江戸時代の町割を基盤として、土蔵造りを中心とする江戸・明治・大正・昭和の各時代の多様な建造物が、まとまりをもって歴史的風致を形成していることにある。これらは、市民共有のかけがえのない財産であり、かつ、市民の誇りとするものであるとともに、千曲市の歴史の足跡を現代に伝えるものとして貴重な文化遺産である。このことから、地区住民はもとより、全市民的な理解と協力を求めるとともに、地区住民の意向を尊重しながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を保存・活用するとともに、稲荷山の歴史的な特性を活かしたまちづくりを進めることによって、生活環境の向上と地域活性化などに努めるものとする。

(6) 保存の内容（別表1）

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び土蔵・附属屋等、近代洋風建築物等の建築物及び塀、門等の工作物を「伝統的建造物」として特定する。
- ② 伝統的建造物は、主としてその外観を維持するため「修理基準」を設け、修理及び現状維持を進める。
- ③ 伝統的建造物以外の建造物等については、歴史的風致を維持するため、「修景基準」を設け、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行う。ただし、形状変更前の構造、建造物の主要用途、その他の理由により修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合においては、歴史的風致を著しく損なわないための「許可基準」を設け、伝統的な町並み景観に配慮する。
- ④ 以上の修理・修景・許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境等の維持向上に努める。
- ⑤ 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に要する経費の一部を補助するとともに、自ら必要な事業を行う。
- ⑥ 以上の目的の遂行にあたっては、市長、市教育委員会及び関係部局のほか、保存地区の住民等が協力して進める。

3 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するため、特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物（別表 2・3、建造物等位置図）

- ① 建築物はおおむね築後 50 年を経過したもので、伝統的な町家建築の主屋及び土蔵等の諸特徴をよく表しているもの、伝統的な社寺建築の諸特性をよく表していると認められるもの、近代洋風建築（擬洋風建築）の諸特性をよく表していると認められるもの。
- ② 工作物は、伝統的な様式又は工法により伝統的建造物群の諸特性を維持している工作物でおおむね築後 50 年を経過したものの。

(2) 環境物件（別表 4、建物等位置図）

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を維持向上するため、特に必要と認められる樹木、庭等。

4 保存地区内における建造物及び環境物件の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区には比較的良好に現状を維持している建造物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは、歴史的風致に調和しない建築物等による改変もみられる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建造物等について修景を進め、保存地区全体の価値を高める。修理、修景にあたっては、保存地区の住民と連携して計画的に保存整備を進める。

(2) 伝統的建造物

- ① 伝統的建造物群の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める「修理基準」に基づいて修理を行う。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査のうえ、しかるべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ③ 保存修理にあたっては、構造耐力上主要な部分を補強、改築、修理し、耐震性等防災機能の向上を図るように努める。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物群以外の建造物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める「修景基準」及び「許可基準」を適切に運用して修景を行う。

(4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める「修理基準」に基づき保存整備に努める。

5 保存地区の保存のため必要な管理施設及び防災施設並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

- ① 各種情報の発信、見学者などの交流、調査研究などを行う施設として、既存施設の活用を進めるとともに、その充実に努める。
- ② 保存地区の歴史的価値に対する理解を深めるため及び、見学者の利便性を図るための説明板・案内板・標識を設置する。

(2) 防災計画策定及び防災施設等

- ① 保存地区における総合的な防災計画を早期に策定し、災害に対する安全確保に努める。
- ② 上記防災計画に基づき防災施設等の整備を推進し、伝統的建造物群については火災報知機や消火器の設置を促進する。
- ③ 防災意識を高めるため、防火訓練の充実や広報による啓蒙活動に努める。
- ④ 自衛防災組織の育成に努め、初期消火、初動体制の充実を図る。

(3) 環境の整備等

- ① 保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの景観に配慮した整備を図るように努める。
- ② 路面の舗装、側溝の改良については、保存地区の歴史的風致に調和したものとなるよう整備に努めるとともに、歩行者の安全確保の整備を推進する。
- ③ 電柱・架線等は、移設及び地下埋設化するよう努める。
- ④ 広告・看板については、保存地区の歴史的環境にふさわしいものとする。

(4) 周辺地区との連携

保存地区周辺には、伝統的建造物が点在している。これら歴史的価値の高いものは文化財指定や登録有形文化財制度を活用しその保護保存を推進する。

また、平成 21 年には、「千曲市景観計画」を策定した。景観計画において、歴史的・文化的景観を有する地区として、稲荷山・八幡・桑原地区を景観形成重点地区の候補地に位置付けた。さらに、平成 22 年、重要文化的景観に「姨捨の棚田」が選定された。

今後、重要文化的景観の「姨捨の棚田」、長野県宝・史跡指定を受け整備が進む八幡地区の「松田家住宅」、稲荷山地区伝統的建造物群を一体的に結びつけた保存と活用に努め、広域的な活用や地域振興を図るために、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法）に基づく事業等について検討する。

6 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「千曲市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致地区を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係る設計相談等必要な技術援助を行う。

(3) 保存団体等への支援

保存地区の住民等により組織された保存団体等の活動に対し必要な支援を行う。

(4) 固定資産税等の軽減措置

保存地区の建物にかかる固定資産税等の軽減に努める。

別表1 稲荷山伝統的建造物及び伝統的建造物以外の修理・修景・許可基準

対象保存地区		千曲市大字稲荷山字町屋敷他			
項目		修理基準	修景基準	許可基準	
建築物	敷地割	主屋	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物については、外観を維持するため、原則として現状維持、補強工事または復原修理とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持に努める。 	
		土蔵			
	位置	主屋		<ul style="list-style-type: none"> ・主屋は、表通りの道路に面する。 ・表通りの道路に面した建物は、町並みの連続性を保つために道路側に面を揃えると共に隣接する家との間隔に配慮する。 ・裏通りで、表通りに突き抜けていない敷地では、道路から後退して建てても良い。なお、道路側に板塀等で修景に配慮する。 	
		土蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・土蔵は、敷地背面（奥）とする。 	
	高さ	主屋		<ul style="list-style-type: none"> ・高さは12m以下とする。 	
		土蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・高さは10m以下とする。 	
	構造	主屋		<ul style="list-style-type: none"> ・表通りに面する建物は、原則木造2階建平入りとし、1階を下屋出しとする（角地を除く）。 ・表通りに面しない建物は、木造在来工法2階建て以下で稲荷山の伝統的様式とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表通りに面する建物は、原則木造2階建平入りとし、蔵・蔵風の建物は原則認めない。 ・表通りに面しない建物は、2階建て以下の歴史的風致を損なわないものとする。
		土蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・表通りは蔵、蔵風の建物は原則認めない。 ・表通りに面しない建物は、木造在来工法2階建て以下で稲荷山の伝統的様式とする。 	
	屋根	主屋		<ul style="list-style-type: none"> ・5寸～8寸勾配の切妻造り棧瓦葺きとし、瓦は艶のない黒色とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。
		土蔵		<ul style="list-style-type: none"> ・5寸～6.5寸勾配の切妻、寄棟造りの燻瓦の棧瓦葺きとする。 	
外壁	主屋	<ul style="list-style-type: none"> ・土壁、漆喰壁の大壁又は真壁とする。 ・なまこ壁・下見板等は稲荷山の伝統的様式とする。 ・色調は自然の素材色による色彩とし、土壁の色は、「白漆喰仕上げ」「中塗り仕上げ」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 		
	土蔵				
建具	主屋	<ul style="list-style-type: none"> ・木製を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 		
土蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・通り沿いには設置しない。やむを得ない場合は、伝統的様式と調和した材料・仕上げとし、外観上目立たない目隠しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 			
設備機械等					
工作物	野外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物については、外観を維持するため、原則として現状維持、補強工事または復原修理とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限とし、材質・大きさ・位置・色彩等については、環境に調和したものとする。 	
	門		<ul style="list-style-type: none"> ・門は、伝統的町並み形式の棧瓦葺き平入りの小屋根付とし、扉は木製の板戸とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 	
	塀その他		<ul style="list-style-type: none"> ・塀は、屋根付きで土壁又は板壁とし、稲荷山の伝統的様式とする。 ・その他の工作物については、稲荷山の伝統的様式とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 	
環境物件		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を維持するための、現状維持、管理、復旧とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を損なわないものとする。 	

別表2 千曲市稻荷山伝統的建造物群保存地区 特定建造物一覽(1~100)

番号	地図No.	所在地区	建物所在地	種別	員数	番号	地図No.	所在地区	建物所在地	種別	員数
1	A01-1	荒町区	字町屋敷910-1	長屋	1棟	51	N04-1	中町区	字町屋敷943	主屋	1棟
2	A02-1	荒町区	字町屋敷905	主屋	1棟	52	N04-2	中町区	字町屋敷943	主屋	1棟
3	A02-2	荒町区	字町屋敷905	土蔵	1棟	53	N04-3	中町区	字町屋敷943	附属	1棟
4	A02-3	荒町区	字町屋敷905	土蔵	1棟	54	N04-4	中町区	字町屋敷943	土蔵	1棟
5	A02-4	荒町区	字町屋敷905	土蔵	1棟	55	N04-5	中町区	字町屋敷943	附属	1棟
6	A03-1	荒町区	字町屋敷912	土蔵	1棟	56	N04-6	中町区	字町屋敷943	附属	1棟
7	A03-2	荒町区	字町屋敷912	附属	1棟	57	N05-1	中町区	字町屋敷874	主屋	1棟
8	A04-1	荒町区	字町屋敷894	主屋	1棟	58	N05-2	中町区	字町屋敷874	土蔵	1棟
9	A04-2	荒町区	字町屋敷894	附属	1棟	59	N05-3	中町区	字町屋敷874	附属	1棟
10	A04-3	荒町区	字町屋敷894	土蔵	1棟	60	N06-1	中町区	字町屋敷945	主屋	1棟
11	A05-1	荒町区	字町屋敷893	附属	1棟	61	N06-2	中町区	字町屋敷945	主屋	1棟
12	A05-2	荒町区	字町屋敷892	土蔵	1棟	62	N06-3	中町区	字町屋敷946	主屋	1棟
13	A05-3	荒町区	字町屋敷892	土蔵	1棟	63	N06-4	中町区	字町屋敷945	附属	1棟
14	A06	荒町区	字町屋敷924	土蔵	1棟	64	N06-5	中町区	字町屋敷945	土蔵	1棟
15	A07	荒町区	字町屋敷891	土蔵	1棟	65	N06-6	中町区	字町屋敷945	附属	1棟
16	A08	荒町区	字町屋敷697-2	土蔵	1棟	66	N06-7	中町区	字町屋敷945	附属	1棟
17	A09	荒町区	字町屋敷927	土蔵	1棟	67	N06-8	中町区	字町屋敷946	附属	1棟
18	A10	荒町区	字町屋敷928	土蔵	1棟	68	N06-9	中町区	字町屋敷945	土蔵	1棟
19	A11-1	荒町区	字町屋敷931	主屋	1棟	69	N06-10	中町区	字町屋敷945	土蔵	1棟
20	A11-2	荒町区	字町屋敷931	附属	1棟	70	N06-11	中町区	字町屋敷945	附属	1棟
21	A11-3	荒町区	字町屋敷931	附属	1棟	71	N06-12	中町区	字町屋敷945	土蔵	1棟
22	A11-4	荒町区	字町屋敷931	土蔵	1棟	72	N07	中町区	字町屋敷722-1	主屋	1棟
23	A11-5	荒町区	字町屋敷931	土蔵	1棟	73	N08-1	中町区	字大牧2202	主屋	1棟
24	A12-1	荒町区	字町屋敷885	主屋	1棟	74	N08-2	中町区	字大牧2202	土蔵	1棟
25	A12-2	荒町区	字町屋敷885	附属	1棟	75	N09-1	中町区	字町屋敷947	主屋	1棟
26	A12-3	荒町区	字町屋敷885	土蔵	1棟	76	N09-2	中町区	字町屋敷947	附属	1棟
27	A13	荒町区	字町屋敷884	土蔵	1棟	77	N09-3	中町区	字町屋敷947	土蔵	1棟
28	A14	荒町区	字町屋敷933	主屋	1棟	78	N09-4	中町区	字町屋敷947	土蔵	1棟
29	A15-1	荒町区	字町屋敷881	主屋	1棟	79	M01	本八日町区	字町屋敷729-2	社寺	1棟
30	A15-2	荒町区	字町屋敷881	主屋	1棟	80	M02-1	本八日町区	字町屋敷949	主屋	1棟
31	A16-1	荒町区	字町屋敷897	主屋	1棟	81	M02-2	本八日町区	字町屋敷949	附属	1棟
32	A16-2	荒町区	字町屋敷897	主屋	1棟	82	M02-3	本八日町区	字町屋敷949	土蔵	1棟
33	A16-3	荒町区	字町屋敷897	附属	1棟	83	M03	本八日町区	字町屋敷860-3	主屋	1棟
34	A16-4	荒町区	字町屋敷897	土蔵	1棟	84	M04	本八日町区	字町屋敷867-2	土蔵	1棟
35	A17-1	荒町区	字町屋敷883	主屋	1棟	85	M05	本八日町区	字町屋敷726	主屋	1棟
36	A17-2	荒町区	字町屋敷883	主屋	1棟	86	M06-1	本八日町区	字町屋敷855	主屋	1棟
37	A17-3	荒町区	字町屋敷883	土蔵	1棟	87	M06-2	本八日町区	字町屋敷855	附属	1棟
38	N01-1	中町区	字町屋敷880	主屋	1棟	88	M06-3	本八日町区	字町屋敷855	土蔵	1棟
39	N01-2	中町区	字町屋敷880	附属	1棟	89	M07	本八日町区	字町屋敷854	主屋	1棟
40	N01-3	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	90	M08-1	本八日町区	字町屋敷954-2	主屋	1棟
41	N01-4	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	91	M08-2	本八日町区	字町屋敷954-2	土蔵	1棟
42	N01-5	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	92	M08-3	本八日町区	字町屋敷954-2	土蔵	1棟
43	N01-6	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	93	M09	本八日町区	字町屋敷958-1	主屋	1棟
44	N01-7-1	中町区	字町屋敷880	附属	1棟	94	M10	本八日町区	字町屋敷959	主屋	1棟
45	N01-7-2	中町区	字町屋敷880	附属	1棟	95	M11	本八日町区	字釜蓋1959-5	土蔵	1棟
46	N01-8	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	96	M12-1	本八日町区	字町屋敷960-2	主屋	1棟
47	N01-9	中町区	字町屋敷880	土蔵	1棟	97	M12-2	本八日町区	字町屋敷960-1	主屋	1棟
48	N02-1	中町区	字町屋敷940-5	主屋	1棟	98	M13-1	本八日町区	字町屋敷961	主屋	1棟
49	N02-2	中町区	字町屋敷940-4	長屋	1棟	99	M13-2	本八日町区	字町屋敷961	主屋	1棟
50	N03	中町区	字町屋敷878	主屋	1棟	100	M14-1	本八日町区	字町屋敷845	主屋	1棟

千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定建造物一覧(101~191)

番号	地図No.	所在地区	建物所在地	種別	員数
101	M14-2	本八日町区	字町屋敷845	土蔵	1棟
102	M14-3	本八日町区	字町屋敷777	土蔵	1棟
103	M15-1	本八日町区	字町屋敷844-1	主屋	1棟
104	M15-2	本八日町区	字町屋敷844-1	附属	1棟
105	M15-3	本八日町区	字町屋敷844-1	土蔵	1棟
106	M16	本八日町区	字町屋敷967-2	土蔵	1棟
107	M17	本八日町区	字町屋敷967-1	主屋	1棟
108	M18-1	本八日町区	字町屋敷800-1	洋風	1棟
109	M18-2	本八日町区	字町屋敷800-1	主屋	1棟
110	M19-1	本八日町区	字町屋敷954-1	土蔵	1棟
111	M19-2	本八日町区	字町屋敷954-1	土蔵	1棟
112	M19-3	本八日町区	字町屋敷954-1	附属	1棟
113	M19-4	本八日町区	字町屋敷954-1	附属	1棟
114	M19-5	本八日町区	字町屋敷954-1	附属	1棟
115	M20-1	本八日町区	字町屋敷955	主屋	1棟
116	M20-2	本八日町区	字町屋敷954-1	土蔵	1棟
117	M20-3	本八日町区	字町屋敷954-1	土蔵	1棟
118	M20-4	本八日町区	字釜蓋1966	土蔵	1棟
119	M20-5	本八日町区	字釜蓋1966	附属	1棟
120	M21-1	本八日町区	字町屋敷852-1	附属	1棟
121	M21-2	本八日町区	字町屋敷852-1	主屋	1棟
122	M21-3	本八日町区	字町屋敷852-1	土蔵	1棟
123	M21-4	本八日町区	字町屋敷775	土蔵	1棟
124	M21-5	本八日町区	字町屋敷775	附属	1棟
125	M21-6	本八日町区	字町屋敷775	土蔵	1棟
126	K01-1	上八日町区	字町屋敷837	主屋	1棟
127	K01-2	上八日町区	字町屋敷837	附属	1棟
128	K01-3	上八日町区	字町屋敷788	土蔵	1棟
129	K01-4	上八日町区	字町屋敷791	土蔵	1棟
130	K02-1	上八日町区	字町屋敷836	主屋	1棟
131	K02-2	上八日町区	字町屋敷789	土蔵	1棟
132	K02-3	上八日町区	字町屋敷790-2	土蔵	1棟
133	K03-1	上八日町区	字町屋敷833	主屋	1棟
134	K03-2	上八日町区	字町屋敷833	土蔵	1棟
135	K03-3	上八日町区	字町屋敷834-3	附属	1棟
136	K04	上八日町区	字町屋敷832	土蔵	1棟
137	K05	上八日町区	字町屋敷807	主屋	1棟
138	K06-1	上八日町区	字町屋敷831	主屋	1棟
139	K06-2	上八日町区	字町屋敷831	附属	1棟
140	K06-3	上八日町区	字町屋敷831	土蔵	1棟
141	K06-4	上八日町区	字町屋敷831	土蔵	1棟
142	K07	上八日町区	字町屋敷830	土蔵	1棟
143	K08-1	上八日町区	字町屋敷975-2	土蔵	1棟
144	K08-2	上八日町区	字町屋敷975-2	土蔵	1棟
145	K09	上八日町区	字町屋敷977	主屋	1棟
146	K10	上八日町区	字町屋敷978	主屋	1棟
147	K11-1	上八日町区	字町屋敷982	主屋	1棟
148	K11-2	上八日町区	字町屋敷982	主屋	1棟
149	K11-3	上八日町区	字町屋敷982	土蔵	1棟
150	K12-1	上八日町区	字町屋敷829	主屋	1棟

番号	地図No.	所在地区	建物所在地	種別	員数
151	K12-2	上八日町区	字町屋敷829	附属	1棟
152	K12-3	上八日町区	字町屋敷829	土蔵	1棟
153	K12-4	上八日町区	字町屋敷829	土蔵	1棟
154	K12-5	上八日町区	字町屋敷829	土蔵	1棟
155	K12-6	上八日町区	字町屋敷816	土蔵	1棟
156	K12-7	上八日町区	字町屋敷816	土蔵	1棟
157	K13-1	上八日町区	字町屋敷827	主屋	1棟
158	K13-2	上八日町区	字町屋敷827	附属	1棟
159	K13-3	上八日町区	字町屋敷827	土蔵	1棟
160	K13-4	上八日町区	字町屋敷827	土蔵	1棟
161	K14-1	上八日町区	字町屋敷826	土蔵	1棟
162	K14-2	上八日町区	字町屋敷826	附属	1棟
163	K15-1	上八日町区	字町屋敷824	主屋	1棟
164	K15-2	上八日町区	字町屋敷824	土蔵	1棟
165	K15-3	上八日町区	字町屋敷824	土蔵	1棟
166	K16	上八日町区	字町屋敷822-1	土蔵	1棟
167	K17-1	上八日町区	字町屋敷820	主屋	1棟
168	K17-2	上八日町区	字町屋敷820	土蔵	1棟
169	K17-3	上八日町区	字町屋敷820	附属	1棟
170	K18-1	上八日町区	字町屋敷814	社寺	1棟
171	K18-2	上八日町区	字町屋敷814	社寺	1棟
172	K18-3	上八日町区	字町屋敷814	社寺	1棟
173	K18-4	上八日町区	字町屋敷814	社寺	1棟
174	K19-1	上八日町区	字町屋敷991	主屋	1棟
175	K19-2	上八日町区	字町屋敷991	附属	1棟
176	K19-3	上八日町区	字町屋敷991	土蔵	1棟
177	K19-4	上八日町区	字町屋敷991	附属	1棟
178	K19-5	上八日町区	字町屋敷991	土蔵	1棟
179	K20-1	上八日町区	字町屋敷976	主屋	1棟
180	K20-2	上八日町区	字町屋敷976	土蔵	1棟
181	K20-3	上八日町区	字町屋敷976	土蔵	1棟
182	H01	治田町区	字町屋敷994-1	主屋	1棟
183	H02-1	治田町区	字町屋敷999	主屋	1棟
184	H02-2	治田町区	字町屋敷999	附属	1棟
185	H02-3	治田町区	字町屋敷999	附属	1棟
186	H02-4	治田町区	字町屋敷999	土蔵	1棟
187	H03	治田町区	字町屋敷1003-1	土蔵	1棟
188	H04-1	治田町区	字町屋敷1008	主屋	1棟
189	H04-2	治田町区	字町屋敷1008	主屋	1棟
190	H04-3	治田町区	字町屋敷1008	附属	1棟
191	H04-4	治田町区	字町屋敷1008	附属	1棟

別表3 千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定工作物一覧

No.	地図番号	地区	所在地	種別	員数	備考
1	1	荒町区	字町屋敷905	門	1基	袖付門
2	2	荒町区	字町屋敷905	塀	4.6m	
3	3	荒町区	字町屋敷912-1	石碑	1基	道祖神
4	4	荒町区	字町屋敷925	井戸	1基	
5	5	荒町区	字町屋敷892	門	1基	
6	6	荒町区	字町屋敷892	塀	10m	土塀と板塀
7	7	荒町区	字町屋敷931	門	1基	
8	8	荒町区	字町屋敷931	塀	17.4m	
9	9	荒町区	字町屋敷931	井戸	1基	
10	10	中町区	字町屋敷943	塀	4.8m	
11	11	中町区	字町屋敷945-1	塀	8.8m	
12	12	本八日町区	字町屋敷729-2	鳥居	1基	稲荷神社鳥居
13	13	本八日町区	字町屋敷726	門	1基	袖付門
14	14	本八日町区	字町屋敷726	井戸	1基	
15	15	本八日町区	字町屋敷759-1	石碑	1基	稲荷山城址碑
16	16	上八日町区	字町屋敷803-11	井戸	1基	
17	17	上八日町区	字町屋敷789	門	1基	
18	18	上八日町区	字町屋敷833	門	1基	
19	19	上八日町区	字町屋敷832	門	1基	
20	20	上八日町区	字町屋敷829	門	1基	
21	21	上八日町区	字町屋敷824	門	1基	袖付門
22	22	上八日町区	字町屋敷820	門	1基	
23	23	上八日町区	字町屋敷820	塀	22.1m	
24	24	上八日町区	字町屋敷814	門	1基	袖付門
25	25	上八日町区	字町屋敷814	門	1基	袖付門
26	26	上八日町区	字町屋敷814	門	1基	袖付門
27	27	上八日町区	字町屋敷788	地蔵	6基	地蔵堂含む
28	28	上八日町区	字町屋敷992	石碑	1基	稲荷山町道路元標
29	29	上八日町区	字町屋敷992	地蔵	1基	地蔵堂含む
30	30	上八日町区	字釜蓋1930-2	石碑	1基	道祖神
31	31	上八日町区	字釜蓋1930-2	石碑	2基	二十三夜塔
32	32	上八日町区	字釜蓋1930-2	井戸	1基	
33	33	治田町区	字町屋敷1006-1	石碑	1基	西京街道道標
34	34	中町区～ 本八日町区	字町屋敷880-1ほか	水路	540m	西川の石積み水路一部
35	35	上八日町区	字町屋敷無番地	水路	60m	蟹澤川の石積み水路一部
36	36	本八日町区	字町屋敷852-1	塀	10.5m	
37	37	本八日町区	字釜蓋1951-3	門	1基	
38	38	本八日町区	字釜蓋1951-3	塀	39m	
39	39	荒町区	字町屋敷885-3	塀	12.5m	
40	40	荒町区	字町屋敷897	門	1基	
41	41	荒町区	字町屋敷897	塀	6m	
42	42	荒町区	字町屋敷897	門	1基	
43	43	荒町区	字町屋敷897	塀	18m	

別表4 千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区 特定環境物件一覧

No.	地図番号	地区	所在地	種別	員数	備考
1	①	上八日町区	極楽寺参道入口	自然石	1基	いわれのある石
2	②	上八日町区	字町屋敷814	樹木	1件	極楽寺境内のケヤキ
3	③	荒町区	字大牧2249-1	水路	230m	西側を区画する水路
4	④	本八日町区 上八日町区	字町屋敷813-1ほか	水路	250m	黒川の一部
5	⑤	上八日町区	字釜蓋1959-1	水路	170m	西川の一部
6	⑥	上八日町区	字町屋敷無番地	水路	100m	蟹澤川の一部

千曲市 稲荷山伝統的建造物群保存地区
建造物等位置図

